

旅行業 新規登録 申請書類一覧表

No	書類名	法人	個人	備考
1	新規登録申請書(1)及び登録簿(1)	●	●	・新規登録手数料として群馬県証紙で17,000円分を持参 ・申請者の住所は、法人の場合は履歴事項全部証明書(登記簿謄本)の「本店所在地」、個人の場合は、住民票に記載の「住所地」とすること
2	新規登録申請書(2)及び登録簿(2)	△	△	・その他の営業所がある場合のみ
3	新規登録申請書(3)及び登録簿(3)	△	△	・旅行業者代理業者がある場合のみ
4	定款(写)又は寄附行為(写)	○		・「目的」は、「旅行業」又は「旅行業法に基づく旅行業」とする ・最新の定款又は寄附行為の写しを提出
5	履歴事項全部証明書(登記簿謄本)	○		・申請日を含めて6ヶ月以内に発行されたもの
6	住民票		○	・発行後6ヶ月以内のもの ・マイナンバーが記載されたものは不可
7	欠格事由に該当しない旨の宣誓書	●	●	・法人の場合は監査役を含む役員全員の宣誓書(自署したもの) ・個人の場合は事業者(申請者)本人(自署したもの)
8	旅行業務に係る事業の計画	●	●	・契約がある場合のみ
	他社募集型企画旅行代売に係る契約書の写し	△	△	
	航空券発行に係る契約書の写し	△	△	
	海外手配業者等との契約書の写し	△	△	
9	旅行業務に係る組織の概要	●	●	・旅行業務を取り扱う部局及び関連部局の組織図 ・選任した管理者を明記すること
10	直近の事業年度における貸借対照表・損益計算書	○		・新規設立法人で決算期を迎えていない場合は、開業貸借対照表とそれに計上したものの証明書(預金残高証明書、固定資産評価証明、鑑定評価書等)
11	法人税の確定申告書の写し又は監査法人又は公認会計士が行った監査証明(抜粋ではなく、全頁の写し)	○		・確定申告書全頁及び以下の書類の全頁の写し(税務署又は税理士の押印があるもの) ・貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳明細書、株主資本等変動計算書(上記10と重複するものは不要)
12	財産に関する調書		●	・預貯金の残高証明書 ・土地、建物を所有する場合は、その固定資産評価証明書
13	旅行業務取扱管理者選任一覧表	●	●	・自署したもの ・役員又は個人事業者が管理者など、上記7と重複する場合には不要
	合格証(写)又は認定証(写)	○	○	
	履歴書	●	●	
	欠格事由に該当しない旨の宣誓書	●	●	
	旅行業務取扱管理者定期研修修了証(写)	○	○	
	旅行業務取扱管理者定期研修受講に係る誓約書	△	△	・自署したもの ・選任見込みの者が5年以内に「旅行業務取扱管理者定期研修」を修了していない場合に使用
14	事故処理体制についての書類	●	●	
15	旅行業約款	○	○	・標準旅行業約款と同一のもの

※1 「●」: 定型様式

※2 「△」: 該当があれば添付を要する書類